

平成27年度(2015年度)

事業計画書

社会福祉法人ありんこ

◇本部	1 ページ～
◇障害福祉サービス事業所ありんこ	4 ページ～
◇グループホームそよかぜ	14 ページ～
◇ライフサポートセンターありんこ	16 ページ～
・富士北麓障がい者相談支援センターありんこ	17 ページ～
・障がい者就業・生活支援センターありす	21 ページ～
・山梨県相談支援体制整備事業	25 ページ～

社会福祉法人ありんこ
平成27年度事業計画書

(自)平成27年4月1日 (至)平成28年3月31日

〈法人概要〉

種類及び名称	社会福祉法人ありんこ		
所在地	山梨県富士吉田市大明見1丁目13番28号 (TEL)0555-22-7217		
責任者	理事長 渡邊秀樹		
設立年月日	平成13年10月26日		

〈法人の事業〉

■第二種社会福祉事業の実施

H27年4月1日現在

種類及び名称	障害福祉サービス事業所ありんこ			
所在地	山梨県富士吉田市大明見1丁目13番28号			
電話番号	0555-22-7217	FAX番号	0555-22-7218	
代表者	施設長 渡邊栄	サービス管理責任者	桑原由紀枝	
事業開始年月日	平成22年4月1日	事業所番号	山梨県指定 第1911200275号	
事業	自立訓練(生活訓練)	定員 6 (現員 4)	開所時間 9時～16時30分(7.5時間)	
	就労移行支援	定員 6 (現員 6)	開所日 月～金曜日(土日祝日の開所あり)	
	就労継続支援B型	定員 30 (現員35)	開所日数 当該月数から8日を除した日数／月	
職員	職種	施設長 施設長代理 サービス管理責任者	生活支援員 職業指導員 就労支援員 就労支援兼生活支援員 目標工賃達成指導員 調理員	
	人数	1 1 1	3 5 1 1 1 6	
サービス内容	生活訓練	基本的な生活リズムを確立し、自立した生活を営むため時間や金銭の管理能力、炊事や洗濯、掃除などの家事能力、対人関係を築くコミュニケーション能力、健康で衛生的な身体保持のための自己管理能力や体力などの向上及び習得を目指し、一定期間必要な学習や訓練の提供を行います。		
	就労移行	①一般就労に必要な基本的知識や能力の習得、向上を目的とした、健康で健全な生活の確立、働く意欲や意識の育成、言葉遣いや挨拶などコミュニケーション能力の学習、通勤等移動手段確保の訓練など必要な支援カリキュラムによる指導、訓練を行います。 ②作業能力の開発や技術習得を目的に、事業所内における受注作業や生産活動、農作業やリサイクル作業などを通じ、可能性を引き出し職種の選択の幅を広げ、就労に結びつけられる支援の提供を行います。 ③施設外就労や支援をはじめ、一般就労に向けた様々なプロジェクトを活用し、職場実習や訓練を行い、より具体的に必要な能力の習得とマッチングを図ります。		
	就労継続B	①企業からの受託作業(部品組み立て、印刷物等仕分け、紙器加工、野草等の計量梱包、バリ取り、資料や看板作成など)。 ②野菜や果物等作物を栽培する農作業、収穫物や仕入れ品を活用した調理作業、古着や廃棄物を活用したリサイクル作業、ビーズや和紙等を利用した製品作り等を展開し、事業所、道の駅、インターネット、各種イベントなどで販売します。 ③就労に必要な知識や能力の開発、習得のための指導や支援に取り組むと共に、うどんカフェ及び企業等における実習や施設外就労、施設外支援等を実施し、就労移行支援につながる育成を図ります。		

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	グループホームそよかぜ		
所在地	山梨県富士吉田市下吉田5丁目13番18号 (TEL)0555-23-0294		
バックアップ施設	障害福祉サービス事業所ありんこ	管理者	宮下典子
事業開始年月日	平成19年11月1日	サービス管理責任者	宮下典子
利用定員	7名(女性) 現員 7名(女性)	職員	世話人4名(常勤兼務1名 非常勤3名)
事業の運営方針	障害をもつ方が、地域で当たり前に生活できるような環境づくりを目指し、本人の意思及び人格を尊重し、健全で主体的な生活が送れるように、利用者の立場に立って援助を行い、自立生活や地域活動の充実を図ります。		

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	障がい者就業・生活支援センターありす（国、県からの委託事業）		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	センター長 三浦 誠	事業開始年月日	平成23年 4月 1日
職員	主任就労支援員(常勤1名) 就労支援員(常勤1名) 生活支援員(常勤1名・非常勤1名)		
事業の目的	就職を希望する障がい者、職場不適応により離職した障がい者や離職のおそれがある在職中の障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。		

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	富士北麓障がい者相談支援センターありんこ		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	管理者 高橋 敏夫	事業開始年月日	平成23年 4月 1日
相談担当者	相談支援専門員(専任1名・非常勤兼務3名) 相談支援員(専任1名・兼務2名)		
事業の目的	<p>①指定計画相談支援及び指定障害児相談支援 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう心を配り、利用者または障害児の保護者の選択に基づき適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、関係機関と連絡調整を行いながら障害福祉サービス等の利用を希望する方に、サービス等利用計画案作成からモニタリングに至るまでの一連の相談支援業務を行います。</p> <p>②指定一般相談支援事業 精神病院や入所施設から退院、退所し、地域での生活が可能な方の地域移行に係わる支援や、地域での生活が安全に安心して営まれるよう地域定着に必要な支援を利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち関係機関と連携を図りながら適切な支援を提供します。</p> <p>③基本相談 障がい者、介護者、関係者などからの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言、同行や代行などを行うことにより、相談者が安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、富士北麓地域自立支援協議会の運営に携わり、関係機関と連携を図りながら支援します。</p>		

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	山梨県相談体制整備事業（山梨県からの委託事業）		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	理事長 渡邊 秀樹	事業開始年月日	平成23年 8月 1日
担当者	富士・東備圏域マネージャー 渡辺典子		
事業の目的	県内の障害保健福祉圏域ごとに「圏域マネージャー」を配置し、各市町村及び圏域における相談支援体制の構築に向けて必要な支援を行うことにより、障がいを持つ方が地域でいきいきと安心して暮らせる社会の実現に資することを目的に、障害者の意思を尊重する視点に立ち、生活全般にわたり必要なサービスを適切に利用できるよう相談支援事業者等に支援及び助言をします。また、公的制度以外の取り組みを含め、圏域における支援体制を構築します。		

〈法人の運営〉

- 理事会の開催……… 5月(事業報告、収支決算の承認ほか)
 6月(補正予算の承認ほか)
 10月(評議員の選任)
 11月(理事長の互選と理事長代理の選任)
 3月(事業計画、収支予算の承認ほか)
 その他必要に応じて理事長が招集
- 評議員会の開催……… 5月(事業報告、収支決算についての審議ほか)
 6月(補正予算の審議ほか)
 10月(理事の選任)
 3月(事業計画、収支予算についての審議ほか)
 その他必要に応じて開催
- 法人内部監査……… 5月(終了後理事長に提出し理事会で報告。山梨県知事へも提出)
- 法務局への登記……… 資産、役員、定款等に変更ある場合(5月及び必要時)

〈その他〉

- ・地域における公益的な活動の推進
- ・運営状況及び財務状況、公益的な活動等のホームページでの公表
- ・第三者評価及び外部監査の受審促進
- ・大規模災害や地域ごとに予測される災害への対策や福祉避難所の在り方の検討

〈理事・監事〉

役職名	氏 名	職 業	就任期間
理事長	渡邊 秀樹	会社役員・福祉団体役員	H25.11.16～H27.11.15
理事	宮下くに江	福祉団体代表・市知的相談員	H25.11.16～H27.11.15
理事	高橋 敏夫	福祉団体役員・保護者団体役員	H25.11.16～H27.11.15
理事	小俣 勲	福祉団体役員・市相談員	H25.11.16～H27.11.15
理事	大森 康宏	介護施設職員・ケアマネージャー	H25.11.16～H27.11.15
理事	辻澤 文男	福祉事業主・村相談員	H25.11.16～H27.11.15
理事	渡邊 栄	施設長・相談支援専門員	H25.11.16～H27.11.15
監事	勝俣 高明	公認会計士	H25.11.16～H27.11.15
監事	渡邊 等	自営業主	H25.11.16～H27.11.15

〈評議員〉

氏 名	職 業	就任期間
角張 洋和	福祉施設長	H25.11.1～H27.10.31
渡辺 美範	会社経営・ボランティア団体役員	H25.11.1～H27.10.31
遠山 瞳子	寺役員	H25.11.1～H27.10.31
飯島 利雄	障害者団体役員・自営業	H25.11.1～H27.10.31
藤野 忠臣	障害者団体会長・自営業	H25.11.1～H27.10.31
栗原 今朝夫	非常勤講師・知的相談員	H25.11.1～H27.10.31
萱沼 俊夫	会社役員・元ボランティア団体会長	H25.11.1～H27.10.31
渡辺 純三	会社役員・環境奉仕団体会長	H25.11.1～H27.10.31
宮下 博一	会社役員	H25.11.1～H27.10.31
小佐野 明	シルバー人材センター所長	H25.11.1～H27.10.31
佐藤 幸治	保護者会会員	H25.11.1～H27.10.31
宮下くに江	福祉団体代表・市知的相談員	H25.11.1～H27.10.31
高橋 敏夫	福祉団体役員・保護者団体役員	H25.11.1～H27.10.31
小俣 勲	福祉団体役員・市相談員	H25.11.1～H27.10.31
大森 康宏	介護施設職員・ケアマネージャー	H25.11.1～H27.10.31
辻澤 文男	福祉事業主・村相談員	H25.11.1～H27.10.31

平成27年度 障害福祉サービス事業所ありんこ事業計画

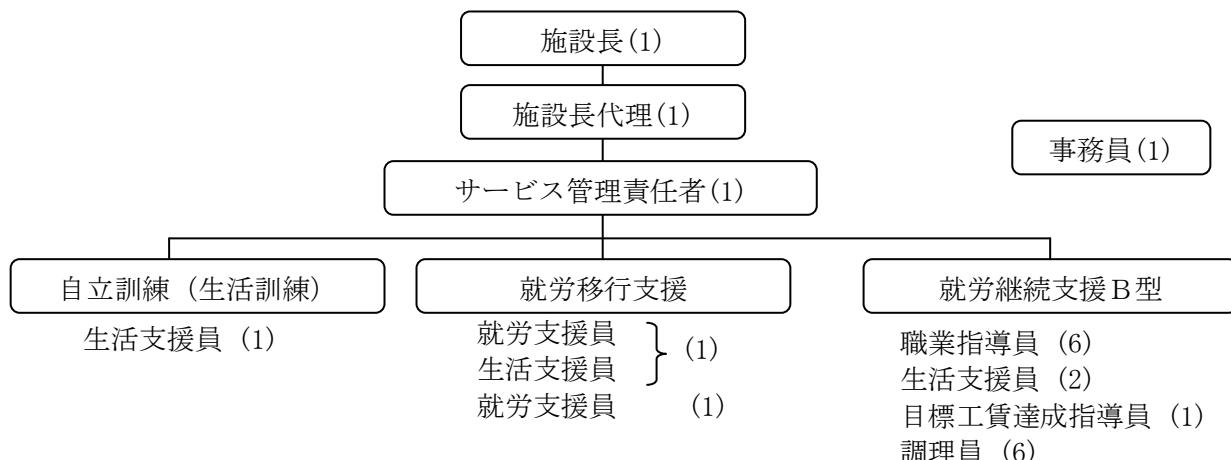
1. はじめに

平成22年度に多機能型事業所として開所し5年が過ぎます。スタート時は、利用者32名、職員11名でしたが、就職等で退所した方や新規利用希望者等の入所を繰り返し、平成27年3月31日現在の在籍者は、利用者44名、職員22名と年々増加してきています。特に就労継続支援B型事業では定員(30)をオーバーしている状況ですので、今後も就労移行支援事業だけでなく、B型事業でも就労につながる支援に力を入れ一般就職者を増やしたり、自立訓練事業の利用希望者を有期限で受け入れる等して、新たなB型事業の利用希望者が迎え入れられるような体制作りをして参ります。

またここ数年、障害者を取り巻く動向では、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、権利条約の批准など、権利擁護に係る大きな動きがありました。新年度には社会福祉法人の在り方や報酬改定が検討される模様です。事業所としましても個々の職員の意識改革、育成、待遇改善などに取り組み、モチベーションやスキルの向上を図り、法人規模での拡充を目指して参ります。

2. 事業所の運営業務及び内容

(1) 組織図及び職員体制



職　　名	常　勤	非常勤	備　考	資　格
施　　設　　長		1	女1	施設長
施　　設　　代　理	1		女1	介護福祉士
サ　　ー　ビ　ス　管　理　責　任　者	1		女1	介護福祉士
生　　活　　支　援　員	1	2	女3	
職　　業　　指　導　員	2	4	男2 女4	栄養士1 調理師1
就　　労　　支　援　員		1	男1	1号ジョブコーチ
就労支援兼生活支援員	1		女1	
目標工賃達成指導員	1		男1	
調　　理　　員		6	女6	ありんどう5
事　　務　　員	1		女1	
合　　計	8	14	男4 女16	

(2) 事業所の管理運営方針

① 基本理念

福祉サービスを必要とする利用者が、地域社会の中で個人の尊厳や権利が保障され、その有する能力を最大限に發揮し、希望する生活を健全に営むことができるよう、利用者の立場に立ち利用者の意向を尊重した支援計画のもと、多様な福祉サービスを連携と和をもって総合的に提供することを目的とし、地域にあっては地域に根差し貢献できる事業所であることを基本理念とします。

② 人権への配慮

利用者の人権に配慮し、個人情報の保護に関する要項、職務規定等に則って周知徹底を図ります。

③ 地域貢献への理念

あらんこ創設以変わらぬ理念が、“地域と共にある”ことです。事業所の中で或いは福祉サービスの枠の中で完結してしまうだけの支援や活動ではなく、一般社会の中で理解を得、認められ、実を結んでいけることを目的に、事業所が、あるいは利用者や職員が出来ることを通して地域貢献や奉仕活動に取り組みます。

(3) 利用者状況（平成27年4月1日現在）

生活訓練		20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	合計
	男	0	0	0		0	0	0
女	1	1	1	0	0	1	4	
計	1	1	1	0	0	1	4	

就労移行		20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	合計
	男	0	2	1	1	0	0	4
女	0	0	1	0	0	0	1	
計	0	2	2	1	0	0	0	5

就労B継続		20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	合計
	男	0	9	7	6	2	0	24
女	0	1	4	5	1	0	11	
計	0	10	11	11	3	0	35	

3. サービスの概要

(1) サービスの内容

① 自立訓練（生活訓練）

基本的な生活リズムを確立し、自立した生活を営むため、時間や金銭の管理能力、炊事や洗濯、掃除などの家事能力、対人関係を築くコミュニケーション能力、健康で衛生的な身体保持のための体力作りや自己管理能力などの向上及び習得を目標に、一定期間必要な学習や訓練を提供します。

平成26年度は、1名を除いて、サービスを継続する方でしたので、「〇〇に（正確に、自主的に、丁寧になど）できること」へ繋げていくべく、家事訓練やソーシャルスキル訓練、自己管理訓練等を丁寧に繰り返し行ってまいりました。

平成27年度は、女性の利用者さん4名でのスタートです。主婦経験のある新たな利用者さんが1名と、継続の方3名ですので、ステップアップの意味も込めて、可能な限り一人で行う訓練も取り入れ、達成感を積み上げ習得につなげていければと思います。

また今年度は、これまでの訓練に加えて、利用者さんから希望の多い作業訓練も定期的に取り入れ、持続力、集中力、報告等の作業力の向上とともに、対価（意欲）向上にも努めます。

外出訓練は楽しみながら行えるので、利用者さんには好きな訓練の一つですが、より実用的で日常的なものに変えることを検討中です。（バスや電車の利用に重点を置く。→ Ex. 納品に行く際に利用する 等）

最後に、昨年度目標に掲げながらも出来ずに終わってしまった、『外部教室や研修等での成果発表を披露する機会を持つ』ことについては、今年度こそ実現できるよう企画し、準備を進めてまいります。



② 就労移行支援

一般就労を目指す方に、様々な職業訓練（免許や資格取得のための学習、履歴書の書き方、面接練習、職場マナーの習得、企業実習など）を一定期間提供し、職業能力を高め、就職活動や職場定着が不安なく行えるようにサポートします。

また、雇用先企業や実習先企業の開拓や充実のための取り組みを、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携して行います。

平成26年度は2名の利用者さんが一般就労し、実習件数は6社、サービス変更をした方は1名（就労移行支援⇒就労継続支援B）でした。25年度と比較すると、就職件数は1名少なく、実習件数は1社増えました。

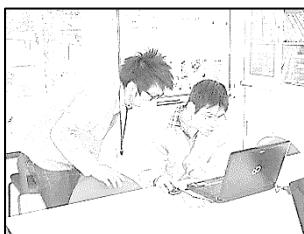
平成27年度は、職場定着に力を入れることが目標です。開所から5年が経過し、一般企業へ就職している方は14名を数えるほどになりました。

障害者就業・生活支援センターありすなどの就労支援機関と連携し、今後も途切れない支援を行い職場定着を目指して参ります。

また、新年度は6名の利用者さんでスタートしますが、就労のための訓練事業といえども、利用者さんの多くはお給料がモチベーションなので、訓練や実習をどう工賃収入と結び付けていくかは課題です。新しい実習先や作業の開拓を積極的に行って参りたいと思います。

さらに、利用者さん全体に向けた訓練（作業訓練やビジネスマナーなど）と、個別の訓練（運転免許学習や金銭管理、PC訓練など）のバランスを考え取り組みます。

最後に、精神障害をお持ちの利用者さんの利用や支援機会が増えてきましたので、職員はもとより、ご本人さんやピアソポーターの方々などとも積極的に学ぶ機会を持ち、よりよい支援技術の獲得や人間関係の構築に努力して参ります。



③ 就労継続支援B型

<作業班>

- i) 一般企業からの受注作業の提供（部品加工、紙器加工、分別、計量梱包等）
- ii) 菓子製造、手工芸製作などの生産活動と販売活動の提供
- iii) リサイクル品（古新聞、古雑誌、アルミ缶、段ボール等）の回収と処理
- iv) 就労に必要な知識や能力の開発、習得のための指導や支援

- v) 事業所以外における施設外就労や施設外支援、うどんカフェや企業での就労及び実習等の実施
- VI) 就労移行支援事業につながる就労準備班での個別支援

平成26年度における工賃収入は、うどんカフェありんどうや製造菓子の売り上げ増、施設外就労時における時給アップなどにより前年度より増加し、目標工賃（20,000円）を上回ることができました。

平成27年度は、前年度に引き続き更なる収入増を目指すとともに、目標工賃達成を念頭に置き、既存の業務のほかに事業所の他部門との積極的な連携を図り各種営業活動にも力を入れて参ります。

利用者さんの増加に伴い、作業環境の整備にも力を入れます。動線の重なりに充分配慮し、利用者さんが落ち着いて作業に臨んでいただけるようパーテーション等を活用したり、危険のない作業スペースの確保（施設内外を問わず）などに取り組みます。また、生産性を上げながらも利用者お一人おひとりが望む就労継続の形や目標、課題クリアなどに向けた個別の支援を行って参ります。

うどんカフェ“ありんどう”においては、利用者さんの一般就労に向けた訓練もかねて平成26年度の実績を基にさらに地域の皆様に愛され親しんでいただけるお店を目指し、新メニューの開拓、サービスの向上など内容の充実に努めて参ります。

まだまだ課題は山積していますが、今後も地域に根差した活動を心掛けながら、職員間の連携や情報の共有、更なるスキルアップに努め、利用者さんやご家族、地域の皆様からの信頼を損なわないようミクロな部分まで誠心誠意対応しつつ、時代に即したマクロな展開も探って参りたいと思います。



<厨房班>

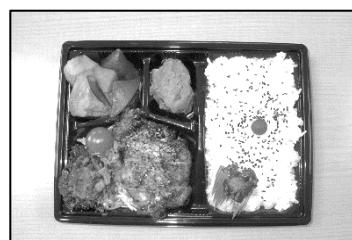
- i) 調理で必要な技術を習得できる訓練と実践を提供します。
(野菜や魚など原材料や調理器具の名前や扱い方、切る・剥く・洗うなど調理方法等)
- ii) 配達、回収、買い物、各種イベントなど地域の方々とのコミュニケーションの場を提供し、社会性を習得できる訓練を行います
- iii) 個別支援計画に基づき、利用者個々に必要な訓練や活動を提供します

平成26年度は、消費税増税や原材料の高騰に悩まされましたが、福祉優先調達法や、うどんカフェ“ありんどう”のオープンをきっかけに特別弁当の注文が増え、目標工賃を達成することができました。

平成27年度は更なる物価高騰があることを見越して、原材料を抑えながらも、いつも満足していただける安心、安全なお弁当作りをモットーに、お客様や利用者さんのご意見・ご要望を聞く機会を増やし、可能な限りニーズに対応して行くことで、更なる工賃向上を目指してまいります。

その中で、これまでにもお客様からご要望の多かった土日祝日の注文について、職員やメンバーさんを増やしシフト制を導入するなど勤務体制を整え、対応できるようにして参りたいと考えています。

また、今年度も調理における作業スキルを基礎の過程から応用へとつなげられるように、個々に合った支援を行い、厨房全体の応用力を高め、イレギュラーな注文にも臨機応変に対応できる力をつけていき、利用者さんの生活面や健康面での課題についても、訓練内容を見直しながら引き続き、個別に訓練の時間を設け、目標達成できるように支援します。



(2) 事業所の共通目標

- 利用者のニーズを把握し、社会通念に照らした取り組みをする中で、障がいがあっても、できる事を通して社会貢献し生き甲斐のもてる生活の獲得を目指します。
- 活動や作業を通して社会に必要とされている事や自分の能力の可能性を知り、責任をもつて行動することで、自立へつながる事を実感できる取り組みを目指します。
- 個々の体調や精神状態にあわせた柔軟な対応ができる支援体制を確立すると共に、利用者が自身で健康に留意し、自己の体調管理ができるよう支援を図ります。
- 地域への奉仕活動や交流活動を通して、地域に応援してもらえる人作り、事業所作りに力を注ぎ、共に生きる社会の実現を目指します。

(3) 日 課

9：00	ラジオ体操・全体会	13：00	①午後の作業開始
9：10	事業毎朝の会	13：30	②午後の作業開始
	午前の作業	15：30	休憩
12：00	昼食・昼休み① (生活訓練・継続B)	15：45	掃除
12：30	昼食・昼休み② (就労移行・厨房班)	16：00	事業毎帰りの会
		16：30	帰宅

(4) 支援計画

サービス管理責任者が、利用者及びご家族に面談し、ご本人やご家族の意向を尊重した利用者のやる気を引き出せる個別目標と支援計画を担当支援員等の意見を踏まえ作成し、利用者とご家族に説明を行い同意していただいた上で実践して参ります。

さらに定期的にモニタリング、評価、検証を行い、計画の変更や見直しについても利用者やご家族の同意のもとに行います。

(5) 作業および作業訓練内容

① 自立訓練（生活訓練）

- | | |
|----------------|--|
| 家事能力の習得・向上 | ⇒ 調理訓練、洗濯訓練、掃除訓練、裁縫訓練等 |
| 身辺処理能力の習得・向上 | ⇒ 身だしなみや整容のチェック、歯磨き訓練等 |
| 自己管理能力の習得・向上 | ⇒ 健康チェック、体力作り、病気等の予防学習、時間管理訓練、金銭管理訓練（買い物訓練含む）等 |
| コミュニケーション力の向上 | ⇒ 挨拶、返事、連絡、報告などの訓練、言葉使いの学習、対面時の距離感や態度の学習、接客の学習 等 |
| 地域資源を活用した生活の充実 | ⇒ 公共機関や資源の活用訓練、創作活動への参加等
地域交流活動（ゴミ拾いやイベント等への参加） |

② 就労移行支援

- ア) 個別訓練（パソコン、各種運転免許、読み書き・計算、金銭管理、清掃 等）
- イ) 就職準備訓練（ビジネスマナー、履歴書等書類の書き方、面接練習、会社見学、ハローワーク活用 等）

- ウ) 作業訓練（部品の検査や組み立て、洗車作業、環境整備作業 等）
- エ) 施設外訓練（企業実習、うどんカフェ店員、施設外支援や施設外就労の提供 等）
- オ) その他（研修会やイベント参加等）

③ 就労継続支援B型

- ア) 羽田紙器（ダンボールバリ取り、組み立てなど）
- イ) プラテック（プラスティック製品の組み立て、ケース詰めなど）
- ウ) ソーワカートン（箱中枠折り）
- エ) 亀齢堂、ファルマード研究所（健康食品や野草の計量袋詰め）
- オ) 江北ゴム（箱組み立て）
- カ) 道志ダンパー（部品組み込み）
- キ) エフォット（シール貼り）
- ク) 中央労働金庫富士吉田支店（チラシ等のセット）
- ケ) 火祭りロードレース事務局（　　〃　　）
- コ) リサイクル作業（アルミ、スチール等金属や古紙ダンボール等の回収と処理）
- サ) お弁当作り（事業所昼食、宅配、売店販売、特別注文、イベント販売）
- シ) お菓子作り、野菜作り、手工芸品作り、漬物等加工品作り
- ス) バザーや模擬店等への出店
- セ) 企業実習（クリーンなど）
- リ) 施設外作業（うどんカフェ、リサイクルセンター黒田、青少年センター、農園等）

(6) 健康管理における計画

① 健康診断の実施（年1回）

- ・財団法人山梨県健康管理事業団で実施する健康診断
- | | | | |
|---------|------|------|------|
| 胸部レントゲン | 身体測定 | 血圧測定 | 血液検査 |
| 尿検査 | 視力 | 聴力 | 心電図 |
| | | | 問診 |

② インフルエンザ ノロウイルス等に対する予防

- ・マスク着用、薬用石鹼やうがい薬による手洗いやうがいの励行（外出から戻った後やトイレの後、食事の前、その他必要に応じて）
- ・掲示物や声かけにより目や耳からの情報を提供。
- ・実際に正しい手洗いやうがいができるよう訓練。

③ 事故等の発生時の対応

- ・急病、発作、事故等については、人命に関わるものは消防署に通報し救急にて応急処置を施す。
- ・軽度のものでは、できる限りの応急処置をし、通院の必用があれば職員が同行。家族にも連絡をする。
- ・その限りではないものは、常備薬などで対応した後、施設で休養するか早退などの対応をとる。

(7) 教養・娯楽・行事における計画

① 社会人として必用な教養を身に付け、季節の行事や地域での祭りや催しに積極的に参加し、交流や娯楽を通して生活に潤いと楽しみを得る。

1日行楽 誕生会 お花見 ボウリング大会 忘年会
親睦旅行 季節の行事や祭りへの参加及び見学 社会施設等の見学
研修会・勉強会（時事問題 障害者関連の問題や話題 生活研修など）

② 障害者スポーツ大会への参加
ボウリング 水泳 フライングディスク 陸上 グラウンドゴルフなど

③ 障害者援護の会ありんこ、ありんこクラブ、ありんこの保護者会・友の会が主催するイベントへの支援や協力または合同開催のイベントへの参加及び協力
新年互礼会 ありんこ祭り フリーマーケット広場 手話コーラス

④ 地域のイベントや他施設との交流、研修会等への参加
富士ふれあいの村祭り ヨハネ祭 pal-pal 祭 けやき園桜祭 くるみ祭り
富士吉田市立看護専門学校学園祭 富士山マーケット あんずの森祭
麦の穂交流会 富士吉田太陽の集い 忍野村福祉健康祭り 西桂福祉健康祭り
中山湖ボランティア祭り いづみ主催研修会 富士ふれあいセンター主催研修会
ふじみサロン祭り その他（地域での祭事やイベント、研修会等）

(8) 防災訓練

- ・消防計画に基づき、年2回実施します。
- ・地域主催の防災訓練、避難訓練に参加します。

4. 地域との連携

(1) ボランティア、実習生の受け入れ

事業所の運営方針に基づき、地域に開かれた地域貢献のできる事業所、地域に正しい理解の輪を広げ応援していただける取り組みの実践の一環として、学生や一般のボランティア及び福祉・保育・教育を学ぶ学生の実習等を受け入れています。

(2) 障がい児・者の実習や体験の受け入れ

支援学校が実施する現場実習や、障害者就業・生活支援センターが行う就労基礎訓練の併設施設として、就労を目指す障がい児・者の作業体験を受け入れています。

(3) 地域との交流

- ・地域で開催される福祉関係主催以外のイベント等へ参加・協力します。
(大明見地区夏祭り、富士吉田市制祭、県民の日祭、地域節分祭、吉田の火祭り)
- ・事業所主催のイベントへ地域の皆様を招待し交流をもちます。
(ありんこ祭り、研修会、フリーマーケット)
- ・地域の自治会へ加入し清掃や行事に積極的に参加します。
- ・地域の団体、企業、学校等からの事業所見学や講演・研修依頼に応じます。

5. 職員研修会、会議

(1) 職員研修

職員は必要な研修や支援員として個人的なスキルアップのための勉強等、福祉支援のプロとしての資質、力量を高める努力をし、利用者との信頼関係の構築、相談事への対応、本人中心の支援に向けた取り組みなどに知識と誠意と自信をもって当たれるよう、自己啓発を基本に事業所内研修会の開催や各種研修会への参加、他事業所等の見学などを積極的に行います。

また、法人に対しては、研修などが受講しやすい環境作りや係る費用の支援などについてバックアップしていただけるよう働き掛けていきます。

(2) 職員会議

事業所運営、支援体制をより円滑に柔軟にするために、また、より良き支援の提供のために、次の会議を開催します。

職員会議（月1回） ケース会議（随時） 年度の総括及び計画会議（年1回）
その他必要に応じた担当者会議（随時） 業務報告会（年6回）

6. 主な年間行事予定

月	活動予定	月	活動予定
4	けやき園さくら祭り出店(18) 第1回富士山マーケット出店(19) 市立富士吉田看護学校学園祭出店(25) フライングディスク大会参加(25) フリーマーケット広場出店(29) お花見交流会	10	ありんこ祭り開催(18) ヨハネ祭出店参加 県民の日イベント出店参加 くるみ祭り出店参加 山中湖ボランティア祭り出店参加 富士・東部圏域障害者就職面接会
5	障害者スポーツ大会参加(2、17、30)	11	西桂福祉健康祭り出店参加
6	グラウンドゴルフ大会へ出店参加(6) 防災避難訓練 ありんこ事業所日帰り研修旅行 麦の穂交流会参加 ふじみサロン春祭り出店(7) 障害者援護の会定期総会	12	健康診断 ハートスマイル展出店 障害者の主張大会へ参加 忘年会
7	忍野村健康福祉祭り出店参加 Pal-pal祭出店参加 富士吉田太陽の集い参加 富士吉田市民夏祭りへ出店(25)	1	ありんこ新年互礼会開催(17) 郡内地域生活支援協議会交流会へ参加
8	大明見夏祭り出店参加(14) 火祭りロードレース出店(23) 吉田の火祭り出店(26)	2	初午祭 節分
9	障害者作品展へ出展 昭和大学職場実習受け入れ あんずの森祭りへ出店 ふれあいの村祭り出店参加(12)	3	納会

平成27年度事業計画 グループホームそよかぜ

1. はじめに

平成26年度は交通事故に遭った利用者さんの事故後（身体面・賠償面）のケアやインフルエンザに感染してしまった職員、利用者さんの健康管理・体調管理について反省するとともに、二度と繰り返さない強い思いを持ち、多くを学ぶ機会を持ちました。

また、防災、防犯に備えてグループホームが孤立しない為に、近隣の自治会に入会し、毎年開催される自治会の合同避難訓練にも参加するなど、利用者さん・職員共に地域住民と顔見知りとなり助け合いの一歩を踏み出す事ができました。今後も様々な活動を通して地域の方々とつながりを深め、関係作りに努めて参りたいと思います。

平成27年度の課題として、今年65歳を迎える利用者さんを最高齢に、過半数の方が50歳代以上となられていますので、利用者さんの健康管理、体調管理、衛生管理はもちろん、お一人おひとりの希望や目標及び現状の不満や不安をきめ細かく把握し、個別支援計画に生かし、世話人間で支援計画や情報を共有し、それぞれの役割を担いながらチーム支援に徹し取り組んで参りたいと思います。

また引き続き、相談支援専門員、就労支援ワーカー、日中活動の場の担当者など関係者間との連携を深め、まことに情報交換をしていきながら利用者個々のニーズに寄り添い、利用者ご本人を中心とした支援の充実に努めて参ります。

2. 事業所の運営業務及び内容

(1) 利用定員　女性7名

(2) 利用現員　女性7名

支給決定援護市町村＝富士吉田市2名、都留市1名、忍野村1名、

清瀬市1名、上野原市2名

	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	合計
女	0	2	1	0	2	2	7
合計	0	2	1	0	2	2	7

(3) 職員　管理者兼サービス管理責任者兼世話人（常勤）1名
世話人（非常勤）3名

(4) 開設年月日　平成19年11月1日（定員4名）
平成24年4月1日（定員7名）

(5) 運営基本理念

地域での生活を希望し、共同生活を必要とする人に外部サービス利用型共同生活援助サービスを提供する事を目的とし、利用者の障害等を理解し、意思及び人格を尊重しながら生活環境に溶け込めるように、利用者の立場にたって援助を行い、利用者の自立生活や地域活動等を図ります

(6) サービスの内容

- ①食事の提供（朝食、夕食）
- ②日常生活の支援
 - ・日中活動の支援
 - ・掃除、洗濯、買い物等への支援や働きかけ
 - ・悩みや不安などの相談事への助言等の支援
- ③医療及び健康管理の支援
- ④金銭管理の援助
- ⑤行政手続きの支援及び代行

(7) 利用料 食材料費（朝食、夕食分）月額 20,000 円（精算制）

家賃（月額 20,000 円のところ特別給付費対象の場合）10,000 円
光熱水費・共益費 月額 10,000 円

(8) 活動計画 4月 下旬 お花見 ありんこフリーマーケット参加 利用者誕生会

7月 上旬 利用者誕生会

8月 下旬 バーベキュー交流会

9月 上旬 防災避難訓練

10月 中旬 ありんこ祭り参加 利用者誕生会

11月 下旬 利用者誕生会

12月 下旬 クリスマス会 利用者誕生会 大掃除

1月 下旬 防災避難訓練 ありんこ新年互礼会参加

2月 上旬 節分

3月 中旬 ひな祭り

・外食（毎月 1 回）

・世話人会議（毎月 1 回）

・理事との意見交換会（隔月 1 回）

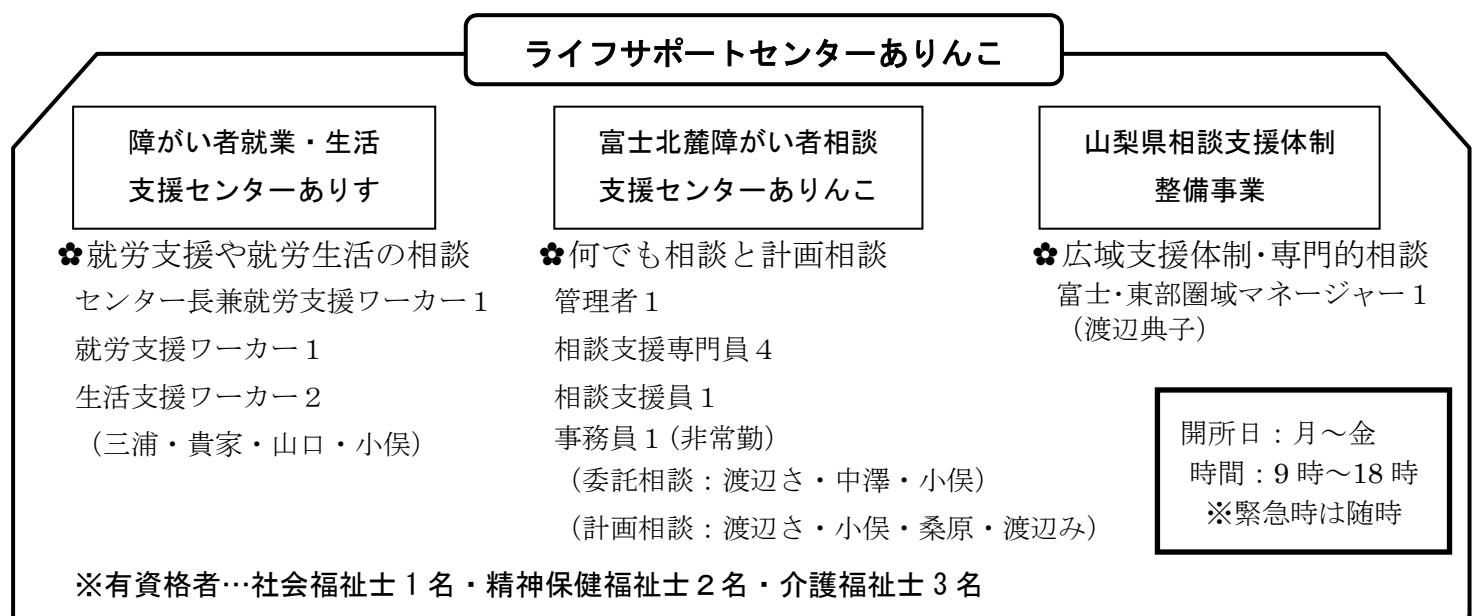
平成27年度 ライフサポートセンターありんこ事業計画

平成26年度は、富士吉田市新西原地区の“障がい者就業・生活支援センターありす”の事務所を増設し、“富士北麓障がい者相談支援センターありんこ”を新たに設け、法人内の相談事業を一か所にまとめ、相談支援体制の一元化を図りました。

平成27年度は、より専門的で広範囲な相談支援の提供を推進するために、当センターにおいて研修会等を企画し、支援者のスキルアップや地域福祉に貢献できるセンター化を目指します。

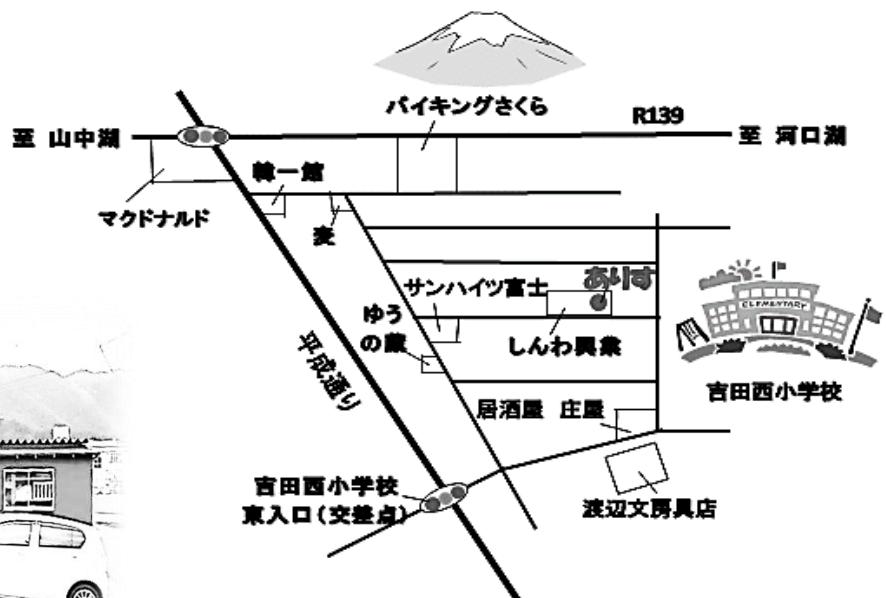
【27年度ライフサポートセンターありんこ事業】

- ①『基幹相談支援センターについての研修&勉強会』
- ②『富山型ディサービスを知ろう～講演会&交流会』講師 惣万佳代子氏
- ③『グループホーム増設に向けての内部研修&勉強会』
- ④『ライフサポートセンターありんこ内部事例検討会』



住所：富士吉田市新西原3-4-20 (株式会社しんわ興業敷地内)

電話：0555-30-0505 FAX：0555-30-0506



平成27年度事業計画

富士北麓障がい者相談支援センターありんこ

<指定特定相談支援及び指定障害児相談支援>

1. 事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律（以下「障害者自立支援法」という。）（平成17年法律第123号）に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者または障害児の保護者に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的としています。

2. 運営の基本方針

事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行います。

また、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

3. 職員の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者 1名（非常勤）

管理者は、従業員の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。

(2) 相談支援専門員 4名（専任1名、非常勤兼務3名）

相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を行います。

4. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時

5. 事業の内容

- (1) 指定障害福祉サービス等の利用を希望する者から指定計画相談支援の利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について利用申込者の同意を得た上で支援を実施します。
- (2) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等の提供体制を勘案し、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討を行い、サービス等利用計画案を作成します。
- (3) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画案を利用者に交付します。
- (4) 相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の原案に位置づけた福祉サービス事業等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を踏まえた上で、サービス等利用計画を作成します。
- (5) 相談支援専門員は、前項のサービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画を利用者及び担当者に交付します。
- (6) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握「モニタリング」を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (7) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、支給決定時に市町村が定めたモニタリング期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し面接を行うほか、その結果を記録します。

6. 通常の事業の実施地域

富士北麓6市町村全域（富士吉田市 富士河口湖町 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村）

7. 主たる対象者

身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児

<基本相談>

1. 事業の実施主体

富士北麓6市町村（富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村）ですが、事業の全部を管内の4法人に委託されています
(けやき園、さぼーとヨハネ、pal-pal、ありんこ)

2. 事業の目的

障がい者、介護者、関係者など（以下「障がい者等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用等に関わる支援を行うことにより、障がい者等が安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来ることを目的とします。

3. 事業運営方針

- ① 地域（在宅・施設等）の障がい児・者からの相談に継続的に応じ、利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活が送れるための支援に努めます。
- ② 相談体制の充実を図り、地域の福祉・医療・行政等の関係機関や社会資源との連携に努め、必要な情報の提供や助言、付き添いなどの援助に努めます。
- ③ 利用者及び家族の要望と意思を尊重するとともに、十分な説明と情報提供、アセスメント、ケア計画等の作成、モニタリング、個別ケース会議開催などを適切に実施します。
- ④ ピアカウンセリング、自立生活プログラム講座などを開催し、自立に向けた不安や課題を整理し、解決に向けて希望と自信の持てる機会を提供します。
- ⑤ 利用者の記録や情報を適切に管理し、個人情報の保護に努めます。

4. 相談可能な範囲

身体、知的、精神、障害児、及び就労支援

5. 相談担当者

「障害福祉サービス事業所ありんこ」の経験のある職員3名が事業所内の職務と兼務で行いますが、就労に關係する相談については、「障がい者就業・生活支援センターありす」の担当者と連携して行います。

6. 営業日および営業時間

- ① 開所曜日：月曜日～金曜日（緊急時は土曜、日曜、祝日も対応可能とします）
- ② 時間帯：9時～18時（緊急時は時間外の対応可能とします）
- ③ 休業日：土曜日、日曜日、祝日（緊急時はこの限りではありません）
- ④ 事業時間外の対応：可能な限り携帯電話にて24時間365日相談可能とします
- ⑤ 対象・専門外の相談に対する対応：関係機関と連携をとり対応します

7. その他

富士北麓圏域自立支援協議会運営会議	毎月1回
富士北麓圏域自立支援協議会3部会	毎月1回
富士北麓圏域自立支援協議会全体会	年2回
富士・東部相談支援ネットワーク会議	隔月1回

<地域移行・地域定着支援>

1. 事業の内容

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います。

地域定着支援・・・居宅において単身等で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

2. 事業の目的

本事業は、関係機関連携の下に、医療、福祉等の支援を行うという観点に基づき、地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進することで、障害者が住み慣れた地域を拠点とし、自らの意向に即して充実した生活を送ることができるようすることを目的としています。

3. 事業運営方針

- ① 地域移行支援又は地域定着支援は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関と密接な関係の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行います。
- ② 地域移行支援又は指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行います。
- ③ 事業所は提供する地域移行支援又は地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ④ 利用者の記録や情報を適切に管理し、個人情報の保護に努めます。

4. 相談可能な範囲

身体、知的、精神

5. 相談担当者

精神保健福祉士(1名)と、経験のある職員(2名)で対応します。

6. 営業日および営業時間

- ① 開所曜日：月曜日～金曜日（緊急時は土曜、日曜、祝日も対応可能とします）
- ② 時間帯：9時～18時（緊急時は時間外の対応可能とします）
- ③ 休業日：土曜日、日曜日、祝日（緊急時はこの限りではありません）
- ④ 事業時間外の対応：可能な限り携帯電話にて24時間365日相談可能とします
- ⑤ 対象・専門外の相談に対する対応：関係機関と連携をとり対応します

「障がい者就業・生活支援センター ありす」

平成27年度事業計画

1. はじめに

ありすが開所し5年目を迎えようとしています。開所初年度に比べ相談件数、就職件数、実習件数は右肩上がりに推移しております。昨年度に比べ定着支援の件数が増えており、就労するための支援から定着するための支援にシフトしてきています。国の考えも同様で、山梨県は該当しませんが、就業・生活支援センターに主任職場定着支援担当者を配置し職場定着を効率的に行うこととなりました。

昨年度より精神障がい者の新規登録者数が知的障がい者の登録者数を上回りました。今年度は、スタッフ個々が精神障がい者の支援に必要なスキルを向上させるように研修等の勉強する機会を多く持っていきます。

東部圏域の職場開拓、実習先の開拓を積極的に行うとともに、ありすの周知活動も併せて行います。

2. 事業の概要

(1)名称設置場所

名 称 : 障がい者就業・生活支援センター ありす
所在地 : 山梨県富士吉田市新西原3-4-20 電話番号 0555-30-0505

(2)職員の設置計画

職 員	人 数	勤 務 形 態	性 別	経 験 年 数	備 考
主任就労支援員	1	常勤	男	17年	就労支援経験8年 サービス管理責任者
就労支援員	1	常勤	男	13年	社会福祉主事 就労支援経験5年
生活支援員	1	常勤	女	6年	就労支援経験6年 キャリアコンサルタント
生活支援員	1	非常勤	女	6年 10カ月	就労支援経験1年10ヶ月 精神保健福祉士

(3)事業の目的

障がい者の雇用を進める上では、就職や職場定着などの就労面の支援ばかりでなく、生活習慣や日常生活の自己管理等に関する生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要です。

このため、就職を希望する障がい者、何らかの事情により離職した障がい者や離職するおそれがある在職中の障がい者に対し、障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ることを目的とします。

(4)支援対象者

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障がい者が対象です。

- ① 就職するため、また継続的に雇用されるため、就業に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な者
- ② いったん就職したものの、何らかの理由により離職、もしくは休職するおそれがある者、または何らかの理由により離職した、もしくは休職している者など、職場定着のための継続的な支援が必要な者

(5)雇用安定事業の実施計画

活動内容	実施時期	実施方法
1. 就業支援の実施 (1)相談・支援の実施 (2)在職者の交流活動の実施	随時 年10回	障がい者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の支援を行う。 事業主のご協力を得ながら、障がい者の就職後の雇用管理に係る助言等を行う。 障がい者に対して、職業準備訓練及び職場実習をあっせんする。 在職者の交流会参加希望者に対して交流会を実施する。交流会では、グループワーク等で職場の悩み等を話し合う場を提供し、不適応課題の早期把握、改善を図り、職場定着を促進する。

(3)就業支援担当者の研修等	年1回	障害者就業・生活支援センター就業支援担当者経験交流会議に出席し、他のセンターとの交流、情報交換を行う。（就業支援担当者1名）
3. 関係機関との連絡会議の開催	年9回	業務の円滑かつ有効な実施に資するため、労働局、ハローワーク、障害者職業センター、自治体、福祉事務所、就労移行支援事業所、特別支援学校、県内の他の障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連絡会議を開催し、これらの機関との連携を図る。

(6)生活支援事業の実施計画

① 地域内の障害者の状況把握及び登録

活動内容	実施時期	実施方法
(1)各種相談活動	随時	家庭、施設、学校、職場等への訪問または電話、メール等による相談や来所による相談を行う。
(2)地域へのPR活動	随時	施設や学校、自治体等への訪問や各種関係会議等でのPRを行う。

② 登録された障害者に対する支援

活動内容	実施時期	実施方法
(1)各種相談活動	随時	家庭、施設、学校、職場等への訪問または電話、メール等による相談や来所による相談を行う。
(2)ケース会議の開催または出席	随時	関係者によるケース会議の開催、出席をする。
(3)同行支援	随時	各種手続き、職場訪問、ハローワーク等への同行支援を行う。
(4)その他	必要時	各支援に必要とされる課題への取り組みを行う。

③ 関係機関との連絡調整

活動内容	実施時期	実施方法
(1)就業・生活支援センター合同連絡会議	年4回	県内4センター合同(持ち回り)会議の開催を行う。
(3)各地域自立支援協議会就労部会への出席	1～2ヵ月毎	各地域自立支援協議会就労部会主催の会議へ出席する。
(4)支援学校、事業所主催の会議への出席	随時	依頼等により出席する。
(5)連絡調整等	随時	必要時に訪問、電話、メール等により連絡調整を行う。

3. 昨年度の実績と今年度の目標

	平成26年度実績	平成27年度目標
登録者数	256名	330名
相談件数	2,837件	3,500件
就職件数	42件	55件
実習件数	39件	45件

平成27年度 相談支援体制整備事業実施計画書

圏域マネージャー氏名 渡辺 典子 (富士・東部)

1. 市町村に対する支援

① 困難事例の助言（個別支援会議の開催支援や圏域を超えるケース会議支援 等）

- ・ここ近年、精神障害者の相談支援が増えていることからも市町村や支援者が困難になっているケースに対して、スーパーバイズを実践していく。
- ・精神保健福祉法の改正に伴い、精神科病院や更生施設等からの地域移行が促進されることからも、精神障害者の支援体制に向けて、官民協働型のネットワークの構築を目指し、保健所及び市町村や相談支援事業所等と連携を図っていく。

② 市町村相談支援体制の評価（サービス等利用計画等の評価方法の作成、評価等）

- ・富士北麓自立支援協議会の相談支援部会と富士東部相談支援ネットワーク連絡会の両組織が円滑に連携できるように調整し、相談体制の評価やスーパーバイズを実施する。
- ・市町村と相談支援事業所との学習会を継続して、相談支援体制の評価やサービス等利用計画等の検証を実施していく。
- ・県自立支援協議会相談支援部会と連携を図り、人材育成にも力を入れていく。
- ・第4期市町村障害福祉計画（P D C Aサイクル）の検証や評価を行っていく。

③ 社会資源の点検、開発に関する援助（資源マップの作成、分析等）

- ・富士東部の自立支援協議会等で、社会資源を点検していき、不足するサービスについて検討していく。
- ・富士東部の福祉サービス等事業所の現員数一覧表の見直しと書式変更の検討。

④ 地域自立支援協議会に参画し、運営についての助言、指導等

- ・新年度は、富士北麓と東部の両協議会とも市町村の異動や事務局体制の再編があるため、運営会議の打ち合わせに参画し、協議会の形骸化を防ぎ、官民協働の協議会の支援を図る。
- ・富士北麓と東部の両協議会において、基幹相談支援センター設置のプロジェクトチームが結成されたことから、28年度開設に向けて、情報提供や情報収集、資料作成など全面的にバックアップしていく。
- ・小菅、丹波山へは、協議会の開催の助言や制度の説明など行政職員に対して支援を図る。

⑤ 地域ニーズに応じた専門的システム（権利擁護、就労支援等）立ち上げのための助言、指導等）

- ・27年度も、県自立支援協議会の権利擁護部会と連携しながら、「権利擁護について考える会」の実施を予定。
- ・社会福祉法人ありんこライフサポートセンターにおいて、当法人が地域の障害者相談支援の拠点となるように、地域の事業所と連携しながら、共催の研修会や事例検討会等を実施し、相談支援体制の強化・充実を図る。

⑥ 市町村が設置する身体障害者相談員及び知的障害者相談員並びに精神障害者相談員の活動支援等のための圏域障害者相談員アドバイザー業務

- ・相談員を委嘱していない市町村もあることから、活発に活動している富士吉田市の知的・身体の相談員と意見交換会を継続していく。
- ・障害者の権利擁護や差別解消に関して、連携を強化し情報交換を行なう。

全圏域：短期、中期

- 市町村担当者等の異動があっても、継続した自立支援協議会ができるように支援を行なう。
- 市町村の計画相談（サービス等利用計画）及び地域相談の推進を図る。
- 基幹相談支援センター構想の推進と事業化に向けて支援を強化する。
- 地域自立支援協議会の運営会議への当事者、家族の参加を図る。
- 富士・東部の委託相談支援事業所との連携やスーパーバイズをしていく。
- 東部自立支援協議会の活性化を推進し、27年度事務局となる道志村の後方支援を図る。
- 困難事例の継続支援

全圏域中長期

【富士北麓圏域】

- 全体会での研修会案と課題解決に向けたプロジェクトチームの支援を実施する。
- 市町村の相談支援体制評価の具体的な案を提示。
- 相談支援事業所が抱え込んでいるケースや圏域におけるケースへの支援。
- サービス等利用計画作成に関する研修会や指導、助言等。
- 富士吉田市等の民生委員との意見交換会や合同研修会の提案及び実施。

【東部圏域】

- 平成27年度は自立支援協議会の全体の見直しや全体会での研修会案と課題解決に向けたプロジェクトチームの支援を実施する。
- 自立支援協議会の3部会の方向性（形骸化）など部会の在り方の協議推進を図る。
- 3市1村の担当者会議の参画と継続支援。
- 指定一般相談支援事業所を開拓する。
- サービス等利用計画作成に関する研修会や指導。
- 大月市と社会福祉協議会主宰の大月市障害者福祉推進会議への参加。
- 困難ケースの継続支援とサービス担当者会議への参加、助言。

【小菅、丹波山圏域】

- 計画相談、地域相談の支援。
- 両村の社会福祉協議会との連携の強化を図る。
- 障害者の親の高齢化に伴う支援体制の強化を図る。
- 村内に相談支援事業所がないことから、困難事例について支援を行なう。

2. 圏域内の体制づくり

- ① 広域的課題、複数圏域にまたがる課題解決に向けた連絡調整の開催
- ② 圏域内の相談支援従事者のスキルアップ研修体制の構築
- ③ 圏域ごとの相談支援専門員や障害者相談員の連携体制の構築

圏域全体短期（半年）

- 県自立支援協議会との合同協議会の開催。
- 障害者就業・生活支援センター（ありす）との連携（合同事例検討会、研修などの企画）
- 富士・東部相談支援ネットワーク連絡会の支援。

全圏域中長期

- 富士・東部圏域精神障害者地域移行事業における地域移行、地域定着の課題の協議会の検討
⇒富士・東部の相談支援に関わる機関や人材のネットワークとして2年目を迎える相談支援ネットワークへの継続支援、スーパーバイズを行なう。
- 市町村障害者虐待防止センターのケースや課題の整理。
- 富士・東部の自立支援協議会において、地域住民に向けた研修会の実施を提案していく。
⇒全体会時などに研修会を企画する。
- 障害者優先調達推進法に関する福祉サービス事業所等への支援。
- 平成27年度の支援学校等卒業生（ふじざくら支援学校・やまびこ支援学校）の進路について、相談支援事業所と参画し、支援体制を作る。

【富士北麓圏域】

- 障害者の福祉避難場所や避難方法などについて自立支援協議会を中心にして検討できるよう支援。
- 障害者の地域生活を考える保護者連絡会“ひつじ”への支援・協力。
- 相談支援事業所（委託相談、計画相談、児童相談、地域相談）のスキルアップ支援。

【東部圏域】

- 相談支援事業所の相談支援専門員の人材育成を推進する。
- 富士北麓の協議会や相談支援事業所の情報を提供し、県内の課題が抽出されるように仕掛けていく。

3、県との連携、協力

- ① 県及び障害者福祉協会と連携し、次の研修等について実施方針の策定、講師選定、カリキュラム原案作成、会場選定等の原案作りを行う。県から研修会の事業を委託された障害者福祉協会との打ち合わせや連携を図っていく。（講師やファシリテーターも担う）
 - ア 相談支援従事者研修会（初任者研修会、現任者研修会）
 - イ サービス管理責任者研修（5分野）※27年度はフォローアップ研修を実施する
 - ウ 居宅介護従事者等現任研修
 - エ ピアカウンセリング研修
 - オ 障害支援区分認定調査員及び審査会研修会
 - カ その他必要な研修（地域相談等）
- ② 県自立支援協議会の運営支援（事務局参画、部会運営等）※協議会副座長
- ③ 地域自立支援協議会の協議事項の報告
- ④ 相談支援専門員協会の運営支援
- ⑤ 指定地域相談支援体制の再構築
- ⑥ その他、必要な事項

短期（半年以内）

- 平成27年度の県主催研修会の企画、運営を支援する。
⇒平成26年度の研修の検証を実施し、年間の日程を関係者で調整する。
- 山梨県障がい者等相談支援専門員協会の運営支援。
⇒日本相談支援専門員協会主催の研修会の参加。
- 富士北麓障害者自立支援協議会から県への協議事項として提案した「就労チャレンジトレーニング事業案」を就労ワーキングチームとして継続し、障害福祉課と協議を継続していく。

中期・長期

- 県自立支援協議会の部会の継続⇒県内の専門職や県関係機関との連携を図り、県自立支援協議会が“官民協働”の協議会になるよう支援を行なう。(副座長として座長をバックアップする)
- 県自立支援協議会において、甲斐市地域自立支援協議会から提言された医療的ケアの必要な方への課題に向けたプロジェクトチームが結成されるため後方支援にあたる。
- 県主催の研修会の企画等の参画と、研修会で講師ができるように県外研修や職能団体の研修会へ参加しスキルアップを図り、人材育成の体制つくりを検討する。
⇒サービス管理責任者のフォローアップ研修会を実施する。
- 県自立支援協議会の運営会議打ち合わせと圏域マネージャー会議の継続。
⇒隨時、圏域のマネージャー会議を開催し、情報交換や圏域をまたがる事例の支援体制の構築や、県自立支援協議会の検証や方向性等を検討していく。
- ピアカウンセリング養成研修を当事者が中心となって企画できるように支援する。
- 山梨県障がい者等相談支援専門員協会の事務局支援。

【実践方法】

県自立支援協議会運営会議及び圏域マネージャー会議：年数回

県自立支援協議会部会会議（相談支援部会・権利擁護部会・就労ワーキングチーム）：年数回

4. その他

- ① 事業者向けの研修会の開催
- ② 地域住民を対象とした啓発研修会の開催（両自立支援協議会で検討する）
- ③ 当事者支援
- ④ 研修会への参加（圏域マネージャーのスキルアップ）
- ⑤ 社会福祉士会・精神保健福祉士会、地域福祉研究所等が主催する研修会の参加を通じて、スキルアップを図り、医療と福祉をつなぐ連携体制を構築する。
- ⑥ 圏域内の課題に関する研修会の開催（差別解消法や権利擁護など）。

その他法人・個人としての活動

- 当事者の会「みのあか」の活動支援
- 社会福祉士・精神保健福祉士の実習先の受入れと指導者として人材育成に貢献する
- 富士吉田市社会福祉協議会「自立生活支援計画策定員会」委員
- 大月市社会福祉協議会障害者福祉推進会委員
- 西桂町主任児童委員
- 圏域マネージャーとして依頼された講演の講師
⇒支援学校、大学関係、保護者関係機関などで情報提供や情報交換を行う
- ありんこフリーマーケット、ありんこ祭り、新年互礼会、初午大祭など法人の行事へ参加